２０２６年4月１日

比　較　法　学　会
理事長　中村　民雄
幹事　安部　圭介

会 員 各 位

比較法学会第８９回総会を、下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

比較法学会第８９回総会

日　時：　2026 年 5 月 23 日（土）・24 日（日）

開催校：　**広　島　大　学**
　　責任者　神野礼斉（広島大学教授、本会理事）

開催地：　**広島大学　東千田キャンパス**
　　広島県広島市中区東千田町１－１－８９

受　付：　**広島大学　東千田未来創生センター（M 棟）３階**

※ 報告会場（教室）や時間配分などは、変更の可能性があります。比較法学会ホームページや会場のご案内をご確認ください。

参加登録は、オンライン（21－22 頁）またはＦＡＸ（23 頁）にて、
5 月 1 日（金）までにお願いいたします。
可能な限り、オンライン登録をご利用ください。
※ 参加登録なしに来場されますと、受付の遅延等、運営に支障を来します。お手数をおかけしますが、ぜひご登録をお願いいたします。

両日の昼食としてお弁当を手配します（各日 1,500 円）。ご入用の方は、参加登録と併せてお申し込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

第１日終了後に懇親会を開催します（会費 6,000 円）。出席される方は、参加登録と併せてお申し込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

報告資料・事前ダウンロードのお願い

報告資料は、比較法学会ホームページよりダウンロード可能です。事前にダウンロードいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

URL： https://www.asas.or.jp/jscl/info/89_prgram.html

報告資料ページへの入室パスワード： **hikaku2026**

※　報告資料は、直前に差し替えられる可能性もございます。また、やむを得ない事情により、報告タイトル・時間・司会者などが変更される場合もあります。お含み置きいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

Ⅰ．　概　　要

第１日：５月２３日（土）

部会報告　　9：00～12：00

部会報告　英米法部会　　M401 講義室

大陸法部会　　M304 講義室

アジア・社会主義法部会　　M303 講義室

	英米法	大陸法	アジア・社会主義法
9:00－9:55	本庄		
10:00－10:55	吉田	木村	
11:00－11:55	岡本	大橋	鄭

昼　　食　　12：00～13：30　　M202 講義室

※ お弁当（1,500 円）の手配を承ります。参加登録の際にお申し込みください。

理　事　会　　12：00～13：30　　M203 講義室

会 員 総 会　　13：30～13：55　　M402 講義室

ミニ・シンポジウムＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ　　14：00～17：00

Ａ「医療安全における Just Culture の探求をめぐる日米台比較」　　M401 講義室

Ｂ「『記憶の法』の比較研究」　　M402 講義室

Ｃ「憲法改革以降のイギリス憲法」　　M303 講義室

Ｄ「ケアワークをめぐる比較法制」　　M304 講義室

第２日：５月２４日（日）

シ ン ポ ジ ウ ム　「デジタル・プラットフォームビジネスの発展と法のデザイン」

9：30～17：00　　M402 講義室

午 前 の 部　　9：30～12：00

昼　　食　　12：00～14：00　　M202 講義室

※ お弁当（1,500 円）の手配を承ります。参加登録の際にお申し込みください。

理　事　会　　12：10～13：55　　M203 講義室

午 後 の 部　　14：00～17：00　　M402 講義室

Ⅱ. プログラム詳細

******* 第１日（５月２３日（土））*******

◯ 部会報告　　9：00～12：00

英米法部会　　M401 講義室

9：00～9：55　本庄 萌（長崎大学准教授）
「アメリカ連邦人道屠畜法（HMSA）の展開」
司会：青木 人志（一橋大学、本会前理事）

10：00～10：55　吉田 聡宗（一橋大学特任講師）
「アメリカ動物虐待防止法の『原風景』――1860 年代から 1920 年代のニューヨーク州を舞台として」
司会：青木 人志（一橋大学、本会前理事）

11：00～11：55　岡本 友子（広島大学名誉教授・熊本大学名誉教授）
「日米比較に基づく年少者の人身損害論」
司会：会沢 恒（北海道大学、本会理事）

大陸法部会　　M304 講義室

10：00～10：55　木村 領介（大東文化大学非常勤講師）
「欧州における資本減少制度と会社債権者保護の展開――ドイツ法・イギリス法における債権者保護モデルからの示唆」
司会：荻野 奈緒（京都大学、本会理事）

11：00～11：55　大橋 エミ（島根大学講師）
「ドイツ法における債務引受概念の歴史的構造――日本における債務引受概念と対比して――」
司会：上田 誠一郎（同志社大学、本会理事）

アジア・社会主義法部会　　M303 講義室

11：00～11：55　鄭 楷法（大阪公立大学大学院博士後期課程）
「中国法における『監督義務者責任』――高齢認知症患者による不法行為を中心として――」
司会：王 晨（大阪公立大学、本会理事）

昼　　食	12：00～13：30	M202 講義室
理 事 会	12：00～13：30	M203 講義室
会員総会	13：30～13：55	M402 講義室

○ ミニ・シンポジウムＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ　　14：00～17：00

ミニ・シンポジウム　Ａ　　M401 講義室

“Exploring ‘Just Culture’ in Patient Safety: A Comparative Inquiry between the United States, Taiwan and Japan（医療安全における Just Culture（公正の文化）の探求をめぐる日米台比較)”

企画責任者・司会者　　岩田 太（神奈川大学／東北大学）

“Lessons for Healthcare from Aviation: Comments on 25 Years of Parallel Safety in the United States”（航空分野から医療への示唆――合衆国における 25 年間の別分野の安全イノベーションの展開に関する考察）　　William M. Sage（Texas A&M）

“Navigating the tension between hospital financing and patient safety - an experience from a community teaching hospital in Japan”（病院経営と患者安全の緊張関係をどう乗り越えるか―日本の地域中核病院における経験）

加藤 良太朗（IMS 板橋中央総合病院）

“The current state of medical disputes and patient safety in Taiwan after the implementation of the Medical Accident Prevention and Dispute Resolution Act”（医療事故予防及び紛争解決法施行後の台湾の医療紛争と患者安全の動向）

梁 志鳴（臺北醫學大學）

「日本の医療事故調査制度における不報告事例の背景」　　畑中 綾子（尚美学園大学）

ミニ・シンポジウム　Ｂ　　M402 講義室

「『記憶の法』の比較研究」

企画責任者　　新井 誠（広島大学）

司会者　　小谷 順子（静岡大学）

「ヨーロッパと日本の『記憶の法』」　　小谷 順子（静岡大学）

「フランスの『記憶の法』」　　新井 誠（広島大学）

「ドイツの『記憶の法』」　　門田 美貴（筑波大学）

「ロシアの『記憶の法』」　　柴田 正義（阪南大学）

「『記憶の法』の特徴と比較法的意義」　　横大道 聡（慶應義塾大学）

ミニ・シンポジウム　C　　M303 講義室

「憲法改革以降のイギリス憲法」

企画責任者　成澤 孝人（信州大学）

司会者　東川 浩二（金沢大学）

「憲法改革と政治的憲法」　成澤 孝人（信州大学）

「憲法改革以降のイギリスにおける君主制の動向」　柴田 竜太郎（大阪大学）

「憲法改革以降のイギリスの司法」　山口 哲史（法政大学）

「2010 年憲法改革法（公務員法）における憲法習律の再編–公務員の中立性と人事委員会の独立性」　佐藤 太樹（埼玉大学）

「憲法改革以降のイギリスにおける移民政策及び法制度の変容」佐藤 潤一（大阪産業大学）

「憲法改革以降のイギリスのヘイトスピーチ規制の動向」　村上 玲（名古屋学院大学）

ミニ・シンポジウム　D　　M304 講義室

「ケアワークをめぐる比較法制」

企画責任者　鱒田（ますた） えみ（東京大学）

司会者　大西 楠テア（東京大学）

ディスカッサント　水野 紀子（東北大学）

「中国清代における親族間扶養と国家法」　赤城 美恵子（中央大学）

「アジアにおける家族支援型福祉の制度的配置と公的支援：中国・シンガポールの事例」　鱒田 えみ（東京大学）

「イギリスの高齢者ケアラーの保護とその限界」　中田 裕子（法政大学）

「ケア責任をめぐる労働法上の課題」　成田 史子（信州大学）

「ケアラーを取り巻く法的問題と民事訴訟の IT 化」　渡邉 泰子（南山大学）

「ケアに関する法理論の議論状況について」　早川 のぞみ（桃山学院大学）

懇　親　会　18：00～20：00

L 棟（慎思棟）5 階・SENDA・LAB 多目的スペース

******* 第２日（５月２４日（日）） *******

○ シ ン ポ ジ ウ ム　　9：30～17：00　　M402 講義室

「デジタル・プラットフォームビジネスの発展と法のデザイン」

企画責任者　千葉 惠美子（大阪大学／名古屋大学）

午 前 の 部　　9：30～12：00

9：30～ 10：00　「デジタル・プラットフォームと AI がもたらす社会システムの変容とわが国のデジタル関連法制の課題」　千葉 惠美子（大阪大学／名古屋大学）

10：00～10：30　「デジタル取引の環境整備に向けた EU 法制の展開―DSA と DFA 構想」　三枝 健治（早稲田大学）

10：30～11：00　「デジタル取引をめぐる契約法・消費者法の役割と展開―フランス法の現状」　大澤 彩（一橋大学）

11：00～11：30　「新しい事前規制（ex-ante regulation）の意義と課題」　伊永 大輔（東北大学）

11：30～12：00　「デジタル化された思想の自由市場における政府（governments）の役割と限界―アメリカ法の動向」　成原 慧（九州大学）

昼　　食　　12：00～14：00　　M202 講義室

※ この時間に質問票を回収します。

理 事 会　　12：10～13：55　　M203 講義室

午 後 の 部　　14：00～17：00

14：00～14：30　「中国 AI 規制における『規制と技術革新』の均衡点―他法域の AI ガバナンスとの比較―」　川島 富士雄（神戸大学）

14：30～15：00　「情報環境法としての競争法―比較法的観点からみた Google『AI 検索』の問題点―」　林 秀弥（名古屋大学）

小 休 憩

※ この時間に質問票を回収します。

15：30～17：00　　質 疑 ・ 討 論

Ⅲ. 要　旨

******* 部 会 報 告 *******

◎ 英 米 法 部 会

アメリカ連邦人道屠畜法（HMSA）の展開

本庄 萌
（長崎大学環境科学部准教授）

国際的に畜産動物福祉の向上が重視されつつある中、日本には屠畜時の畜産動物福祉について詳細に定める法令がない。一方アメリカでは 1958 年に「連邦人道屠畜法（Humane Methods of Livestock Slaughter Act, HMSA）」が制定されている。HMSA 及び関連法令は、動物を追い立てる際の電気棒の過度な使用や、意識がある状態の動物の致死処置を禁止する。しかしながら、同法は意識がある状態の動物を致死処置する儀礼屠畜（ritual slaughter）や家禽には適用されない。さらに、農務省が導入している査察制度は、実効性に乏しいと指摘されてきた。

本報告では、農務省の公開資料を素材に、HMSA が畜産動物の屠畜時の人道性をいかに確保しているのか、あるいは確保できていないのかを検討する。また、EU における類似法令との若干の比較検討を加えて、HMSA の理解を深めることを予定している。

関連文献：本庄萌「アメリカにおける動物法教育：ルイス・アンド・クラーク・ロースクールを例に」帝京科学大学紀要 15 巻（2019）135-142 頁、本庄萌『動物福祉と法：欧米における動物実験規制』（成文堂、2024）。

アメリカ動物虐待防止法の「原風景」
――1860 年代から 1920 年代のニューヨーク州を舞台として

吉田 聡宗
（一橋大学社会科学高等研究院特任講師）

本報告は、1860 年代から 1920 年代のニューヨーク州の動物虐待防止法を概観し、アメリカ動物虐待防止法の「原風景」の描写を試みる。1860 年代から 1870 年代にかけての同州の動物虐待防止に関する一連の法制度がその後の各州法のモデルとなった、と通説では解されている。通説曰く、1866 年に設立された、民間の動物保護団体である、全米動物虐待防止協会（American Society for the Prevention of Cruelty to Animals, ASPCA）が動物虐待防止に関する諸法律の執行に当たってきた。本報告では通説を批判的に検討しながら、1866 年の ASPCA 設立時の人的構成――現役の政治家・警察官・検察官が幹部として参加していた――と活動内容、ASPCA の財政基盤拡充の契機となった 1870 年代のボナール遺言事件、そして、飼犬の登録業務や野良犬対策を ASPCA に担わせた 19 世紀末から 20 年世紀初頭の立法に関する憲法訴訟を扱う。

関連文献： 吉田聡宗「アメリカ動物虐待防止法史序説――ASPCA の初年度年次報告書を基礎として」『一橋法学』19 巻 2 号 565-613 頁（2020）、吉田聡宗「ボナール遺言事件――『魂の移転』思想と動物保護団体の邂逅の痕跡」後藤武秀（編）『異文化との邂逅と法　法文化（歴史・比較・情報）叢書第 22 巻』（国際書院）採録決定済、2026 年刊行予定。

日米比較に基づく年少者の人身損害論

岡本 友子

（広島大学名誉教授・熊本大学名誉教授）

今日の社会においては、交通事故、公害・薬害、医療過誤を始め、種々の事故により人身侵害を被る危険性が高く、その被害も多様である。わが国では、不法行為によって被害者に生じた損害は金銭に見積もることにより賠償される。したがって、損害をどのように捉え、どのように損害を金銭評価するかは最重要の問題である。人の生命・身体に対する加害行為によって生じた「人身損害」は、それが交換価値を規定することができないため、多くの議論が展開された。

そこで、日米比較から知見を得て、包括的損害論からの「総体としての被害」に対する救済という問題提起を正しく受けとめ、原状回復の理念、個人の尊厳や人間の平等といった理念に基づき、またいわゆる生活環境的利益である「包括的生活基盤の喪失」に関しても理解を深め、従来評価されることのなかった人間の多様な価値を取り込んだ損害論の在り方を考察する取り組みの一環として、特に経済的価値とは区別され、はるかに高い価値を有するとされる非金銭的損失賠償の観点から、年少者の人身損害論について検討したい。

関連文献：岡本友子「日米における未成年者の生命侵害に基づく賠償論」判タ 789 号 31-37 頁（日本交通法学会（編）『人身賠償・補償研究　第 3 巻』（判タ社、1995 年）所収』）、岡本友子「未成年子死亡の際の非金銭的損失の賠償論－アメリカにおける理論動向－（1）（2・完）」民商 105 巻 4 号 463-486 頁、同 6 号 775-815 頁（1992 年）。

◎ 大 陸 法 部 会

欧州における資本減少制度と会社債権者保護の展開
――ドイツ法・イギリス法における債権者保護モデルからの示唆

木村 領介
（大東文化大学法学部非常勤講師）

株式会社の資本金減少に債権者保護手続を課し、異議申述債権者には弁済等を会社に義務づける規律は、欧州の伝統的な債権者保護モデルを継受したものといわれる。本報告では、ドイツ株式法・有限会社法およびイギリス会社法の通常手続・簡易手続から抽出した欧州における債権者保護モデルとの比較を通じ、資本金減少における債権者保護制度を再構築する方向性を検討する。

ドイツやイギリスでは、減少額の分配が想定される減資に限り会社に弁済等の措置が課され、他方で、欠損塡補等の分配を伴わない減資では、減少額の分配禁止・制限により債権者保護が図られており、資本金減少に一律に債権者保護手続を課す日本法の制度設計は「資本金」概念の変容を考えても再考を要する。さらに、欧州各国での手続方式・権利保護を踏まえ、より実効的な弁済等の措置による保護のあり方を検討するとともに、イギリス法の簡易手続にみられるように、取締役に支払能力証明書の作成を課し、弁済等の措置を前提としないモデルも視野に入れ、日本法における改正の方向性を提示する。

関連文献：木村領介「株式会社における債権者保護の法的構造」とくに第 1 章第 2 節および第 2 章第 3 節参照（博士論文、2025 年）。

ドイツ法における債務引受概念の歴史的構造――日本における債務引受概念と対比して――

大橋 エミ
（島根大学法文学部講師）

わが国における債務引受概念は、20 世紀初頭にドイツ法から継受され、2017 年の民法改正により明文化されるに至った。民法 470 条以下は、併存的債務引受及び免責的債務引受を並列して規定し、両債務引受は共通の土台として債務負担の設定と説明される。そのうえで、前者の場合には引受人が債務者と連帯して責任を負い、後者の場合には債務者が自己の債務から免れるとし、その効果を基軸として両債務引受は区別される。これに対して、母法であるドイツ法に目を向けると、ドイツ民法典（BGB）は、債務の特定承継を意味する免責的債務引受のみを BGB414 条以下に規定し、一般的には同概念と対を成すとされる併存的債務引受は、BGB が成立した後に、主として学説上の議論を受けて形成された概念である。

本報告では、免責的債務引受の条文を基礎として体系化されるに至ったドイツ法における債務引受概念を紹介し、日独における債務引受の理論的構造の相違について、歴史的観点からの検討を加える。

関連文献：大橋エミ「19 世紀ドイツ法における債務引受概念の生成（１）（２）（３・完）――契約当事者の意思と法制度の関係を中心に――」法学雑誌第 67 巻 1-2 号（2020 年）37 頁以下、同 3 号（2021 年）188 頁以下、同 4 号（2021 年）373 頁以下。
大橋エミ「ドイツ法における併存的債務引受概念に関する一考察――BGB 成立期の学説を中心に――」経済科学論集第 52 号（2026 年）掲載予定。

◎ ア ジ ア・社 会 主 義 法 部 会

中国法における「監督義務者責任」――高齢認知症患者による不法行為を中心として――

鄭 楷法
（大阪公立大学大学院法学研究科博士後期課程）

高齢化社会を背景として、中国民法典は判断能力が低下した高齢者を監護制度の対象に組み込み、監護制度の中心は未成年者から高齢者へと移行しつつある。そのような中、被監護人の加害行為に関する監護人責任の制度において、賠償金を被監護人の財産から支払う旨を定めた規定は、論争の対象となってきた。すなわち、民法典第 1188 条第 1 項は監護人の無過失責任を定める一方、第 2 項は、被監護人に財産がある場合には当該財産から賠償金を支払い、不足分を監護人が負担すると規定しており、これらの規定の関係が議論されている。最高人民法院の司法解釈は、被監護人が責任を負わないことを前提に、賠償の支払方法を判決において明示すべき事項とし、賠償責任の帰属と賠償の負担を分離する構造をとった。その背後には、被害者保護と共に監護人責任の軽減をはかろうとする公平責任の考え方が認められる。

本報告は、高齢認知症患者の監護における賠償の支払規律を手がかりに、中国法の監護人責任における公平責任の構造とその意義を分析する。

******* ミ ニ・シ ン ポ ジ ウ ム *******

◎ ミニ・シンポジウム A

Exploring “Just Culture” in Patient Safety: A Comparative Inquiry between the United States, Taiwan & Japan
（医療安全における Just Culture（公正の文化）の探求をめぐる日米台比較）

企画責任者・司会　岩田 太（神奈川大学／東北大学）

本ミニ・シンポジウムは、「医療安全における Just Culture(公正の文化)をめぐる日台米比較」と題し、医療ミスを刑事責任や個人責任追及のみへ収斂させず（blame culture の克服）、患者遺族への説明と補償（私的なアカウンタビリティ）と、透明性を確保した原因究明・再発防止を通じた社会的なアカウンタビリティによる医療安全の向上を、いかに両立させるかを検討する。

日本では、2015 年開始の医療事故調査制度が専門職自律を軸に設計されたが、報告数は年 300 件強に留まり、未報告や地域偏在のみならず、制度自体の「失敗」すら指摘される。米国では不法行為「改革」の下で訴訟抑制が進む一方、Open Disclosure（率直な説明と謝罪）や CRP（Communication and Resolution Program；コミュニケーションを通じた解決手法）が展開し、患者中心医療の理念が浸透してきた。他方、医療安全字向上のための情報活用さえ実質的に禁じる秘密保持条項を伴う和解慣行も残り、補償のみで足りるのか、公的責任をいかに確保するかが問われる。American Law Institute (ALI) による 2024 年の医療過誤 Restatement（合理的医師基準、謝罪促進等）も新局面を示す。

基調報告として William Sage 教授（Texas A&M）が、“To Err is Human”（1999）以降 25 年の到達点を論じる。加藤良太朗医師（IMS 板橋中央総合病院長, MD, JD）は、日本の制度運用の積極面と課題、さらに梁志鳴教授（臺北醫學大學）は、2022 年「醫療事故預防及爭議處理法」（調停前置等）の台湾における新展開を、畑中綾子准教授（尚美学園大学）は日本の不報告事例に関する調査結果を提示する。報告は英語を中心に行うが、必要に応じて日本語での事前資料・サマリーなども活用しつつ、医療者・患者双方にとっての公正と医療安全の展望について議論を深めたい。

報告：

“Lessons for Healthcare from Aviation: Comments on 25 Years of Parallel Safety in the United States”（航空分野から医療への示唆――合衆国における 25 年間の別分野の安全イノベーションの展開に関する考察）　William M. Sage (Texas A&M)

“Navigating the tension between hospital financing and patient safety - an experience from a community teaching hospital in Japan”（病院経営と患者安全の緊張関係をどう乗り越えるか―日本の地域中核病院における経験）　加藤 良太朗（IMS 板橋中央総合病院）

“The current state of medical disputes and patient safety in Taiwan after the implementation of the Medical Accident Prevention and Dispute Resolution Act”（医療事故予防及び紛争解決法施行後の台湾の医療紛争と患者安全の動向）　梁 志鳴（臺北醫學大學）

「日本の医療事故調査制度における不報告事例の背景」　畑中 綾子（尚美学園大学）

資料配布場所：

https://drive.google.com/drive/folders/1oTiiptMVNDxgHQVtO2yeOM7JOvLQchvF?usp=sharing

関連文献：

Daniel G. Aaron, Christopher T. Robertson, Louise P. King, William M. Sage, A New Legal Standard for Medical Malpractice 333 JAMA 1161–1165 (February 26, 2 2025).

Chih-Ming Liang, Robert B Leflar & Chih-Cheng Wu, Taiwan's Medical Injury Law in Action, 38 Emory Int'l L. Rev. 1 (2024) (https://scholarlycommons.law.emory.edu/eilr/vol38/iss1/1).

Futoshi Iwata & Ryoko Hatanaka, The Japan's 2015 Medical Accident Investigation Scheme and its Failure, 15 NYCU Law Review (Fall issue of 2024)（岩田太, 畑中綾子,「医療事故調査制度と医療専門職の自律：経験者の視点からみえるもの」, 神奈川法学 55(3) 61-117（2023 年））.

◎ ミニ・シンポジウム B

「記憶の法」の比較研究

企画責任者　　新井 誠（広島大学）
司会　　小谷 順子（静岡大学）

本企画は、各国（又は法域）の法制度を「記憶の法（memory laws)」という観点から考察するものである。「記憶の法」とは、歴史上の重要な出来事を国家または国民の「記憶」として継承する機能をもつ法制度を広く指し、近年、とくにヨーロッパで研究の蓄積が進んでいる。「記憶の法」は、処罰規定の有無により、次の二類型に区分されることが多い。(1)過去の重大な出来事に関する公定解釈から逸脱する言論に刑罰を科す立法（例：ホロコースト否定の禁止立法）と、(2)刑罰は伴わないが、歴史上の出来事の記憶の継承を目的とする法制度である。(1)の類型については、歴史上の事実の解釈を立法府が統制することの妥当性、学問・表現の自由に対する制約や萎縮効果、さらには非人道行為に対する評価の序列化を招くおそれがある点などが指摘されてきた。他方、(2)の類型には、歴史上の出来事や人物を称賛・非難・追悼する宣言的立法、記憶の継承のための博物館等を設置する法制度、学校教育における歴史記述を規律する法制度といった多様な制度が含まれ、日本にも分析対象となる法制度が多数存在する。また、「記憶の法」は、西ヨーロッパ諸国に特徴的な「自責・自省型」と、中央・東ヨーロッパ諸国に多くみられる「責任否定型」とに分類されることもある。

本ミニ・シンポジウムでは、EU・欧州評議会、ドイツ、フランス、ロシアを比較対象法域として設定し、各法域における「記憶の法」の構造的特徴と憲法上の課題を検討する。その際、歴史上の事実の有無や重要性を事後的に判定することが可能であるのか、可能な場合にはその判断主体を立法府・司法府・歴史学専門家・社会全体（「思想の自由市場」）のいずれに求めるべきかといった点に留意するほか、史実否定表現に対する規制立法については、表現の自由の保護範囲や保護の程度、違法化の技術的課題などにも注目する。本研究を通じ、日本の各種法制度を理解するうえで「記憶の法」という新たな分析基軸を提示することを企図する。

報告：

「ヨーロッパと日本の『記憶の法』」　　小谷 順子（静岡大学）

「フランスの『記憶の法』」　新井 誠（広島大学）
「ドイツの『記憶の法』」　門田 美貴（筑波大学）
「ロシアの『記憶の法』」　柴田 正義（阪南大学）
「『記憶の法』の特徴と比較法的意義」　横大道 聡（慶應義塾大学）

関連文献：
小谷順子「記憶の法（Memory Laws）」の展開と課題」法学研究 99 巻 2 号 359 頁（2026 年）
横大道聡「『記憶と憲法』研究序説」立教法学 111 号 334 頁（2024 年）
柴田正義「プーチン憲法（2020 年）下における“世俗国家”と“神への信仰”」『憲法問題の新展開（憲法理論叢書 32 号）』（敬文堂、2024 年）102 頁

◎ ミニ・シンポジウム C

憲法改革以降のイギリス憲法

企画責任者　成澤 孝人（信州大学）
司会　東川 浩二（金沢大学）

本企画は、労働党の憲法改革後のイギリス憲法を多角的に検討しようというものである。

イギリス憲法は、長い間、政治的なものとして理解されてきた。労働党憲法改革は、1998 年人権法によって、ヨーロッパ人権条約を国内法化し、イギリスにある種の「違憲審査権」を導入した。イギリスが EU 離脱に向かう際に、最高裁判所（これ自体、労働党憲法改革の産物である）が、ミラーⅠ判決（2017）、およびミラーⅡ判決（2019）という形で、政治部門の統治にかかわる重要な決定に介入した。これらの判決を含むいくつかの判決から、これまでの国会を中心とした立憲主義が変化している様子をみてとれる。

司法の活性化に対して、政治的憲法が司法積極主義を批判する保守派に利用されるようになった。他方、ヨーロッパ人権裁判所を根拠にする司法積極主義に対する政治部門からの反発に対応する形で、イギリスの司法は次第にコモン・ローに依拠するようになっている。そういう状況において、従来の政治的憲法論は、政府を抑制する国会の機能に改めて注目するようになる。その際、内閣執務提要（cabinet manual）であるとか大臣規範（ministerial code）といった形で、従来の習律が文書化され、これらの文書が、政治的憲法のシステムを通じて機能しているという状況がみられる。この流れの中に、それまで枢密院勅令によって行われていた公務員人事の法制化および可視化という現象もある。また、同時に、国王大権の司法化および可視化という現象も一定程度進行している。

シンポジウムでは、このような統治機構の変化と同時に、移民政策および表現の自由といった市民的自由の状況についても取り扱う。総じて、イギリス憲法の「現在」を描き出すシンポジウムにしたいと考えている。

報告：
「憲法改革と政治的憲法」　成澤 孝人（信州大学）
「憲法改革以降のイギリスにおける君主制の動向」　柴田 竜太郎（大阪大学）
「憲法改革以降のイギリスの司法」　山口 哲史（法政大学）

「2010 年憲法改革法（公務員法）における憲法習律の再編–公務員の中立性と人事委員会の独立性」　佐藤 太樹（埼玉大学）

「憲法改革以降のイギリスにおける移民政策及び法制度の変容」佐藤 潤一（大阪産業大学）

「憲法改革以降のイギリスのヘイトスピーチ規制の動向」　村上 玲（名古屋学院大学）

関連文献：

成澤孝人「行政法改革と国会主権原理－Judicial Power Project の意見を中心に―」成澤孝人・榊原秀訓（編）『イギリス保守党政権下の公法訴訟制度改革』（日本評論社、2024 年）、「なぜボリス・ジョンソンは首相を辞めなければならなかったか」愛敬浩二・蟻川恒正・阪口正二郎（編）『中島徹先生古稀記念論集　憲法学の領分』（日本評論社、2025 年）

柴田竜太郎『議会解散権の研究－「政府の創出」と議院内閣制』（弘文堂、2026 年）

山口哲史「イギリス憲法におけるコモン・ローの再興と司法の独立（1・2 完）」早稲田法学会誌 72 巻 2 号 143-199 頁（2022 年）、同誌 73 巻 1 号 239-293 頁（2022 年）

佐藤太樹「イギリス憲法における『公務員の中立性』と民主的統制の相克－2010 年憲法改革法における幹部職員の人事制度の再編」社会科学論集 176 号（近刊）

村上玲「ヘイトスピーチ規制と保護属性」檜垣伸次・奈須祐治（編）『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』120-136 頁（法律文化社、2021 年）

◎ ミニ・シンポジウム D

ケアワークをめぐる比較法制

企画責任者　**鷁田 えみ（東京大学）**

司会　**大西 楠テア（東京大学）**

ディスカッサント　**水野 紀子（東北大学）**

本ミニ・シンポジウムでは、「女性研究者のワーク・ライフ・バランス研究会」のメンバーを中心に、ケアワークをめぐる法制および法文化の比較を通じて、ケアの担い手が家族か国家かという選択が、各国の制度構築においてどのように位置づけられてきたのかを問い直すことを試みる。とりわけ、法制度やその運用のあり方が、ケア労働の配分を家族主義的領域に留めるのか、あるいは公的支援により再構成しうるのかという点や、各国の制度がケアワークをいかなる論理と仕組みによって「分配」しているのかに着目していく。

報告者のテーマは一見多様に見えるが、いずれも「誰がケアするのか（Who cares?）」という共通の問いに対し、法がいかに応答してきたか／いかに応答しているかを検証するものである。

たとえば、赤城は、清代中国における親族間扶養義務と国家法との関係を分析し、いかにしてケア責任を家族内部に留めていたかを明らかにする。鷁田は、中国の婦女連合会およびシンガポールの地域家族支援拠点である Fei Yue Family Service Centre の事例を紹介し、アジアにおける家族支援型福祉の制度的配置と公的支援との補完関係を検討する。成田は、日本における育児介護休業法の改正を中心に検討し、ケア責任のなかでも特に育児と就労との両立のための法制度の特徴と課題を示す。中田は、介護休業制度を持たないイギリスを対象に、高齢者ケアラー保護の法制度について 2014 年介護法（The Care Act 2014）を中心に検討し、ケアワークを就労と両立させる制度設

計の特徴とその限界を示す。早川は、ケアを担う者の責任に関する法理論上の位置付けを概観し、諸外国における再定位の議論を踏まえつつ、日本におけるケア責任の分配の在り方を考察するための理論的手掛かりを探る。渡邉は、民事訴訟制度の IT 化を、ケア責任の帰属構造とケアラーの制度的アクセスを再編する条件として捉え、ケアの担い手をめぐる法の応答を検討する。

これらの報告に共通する関心軸は、「制度化されたケア責任の帰属構造」にある。すなわち、各国・各制度において、ケアワークがどのように設計され、いかなる法的・文化的前提のもとで担い手が定められているのかを問い直す。本ミニ・シンポジウムでは、制度の条文に明示されないケアの前提構造や、「隠れた家族主義」として制度に埋め込まれた価値観・規範を析出し、法がケアの配分に果たす役割を可視化することによって、制度的ケアの再構築に資する知見の創出を目指す。

また、本企画の報告者はいずれも、制度の構造的分析にとどまらず、実際のケアの現場や利用者の声にも目を向け、当事者経験を踏まえた批判的な評価を試みている。法制度がケアワークを家族内に閉じ込めている構造をいかにして変容させうるのか、あるいは、制度がむしろ家族主義を再生産していないかという問いを基軸に、比較法的かつ実践的な検討を展開するものである。

報告：

「中国清代における親族間扶養と国家法」　赤城 美恵子（中央大学）

「アジアにおける家族支援型福祉の制度的配置と公的支援：中国・シンガポールの事例」　鷁田 えみ（東京大学）

「イギリスの高齢者ケアラーの保護とその限界」　中田 裕子（法政大学）

「ケア責任をめぐる労働法上の課題」　成田 史子（信州大学）

「ケアラーを取り巻く法的問題と民事訴訟の IT 化」　渡邉 泰子（南山大学）

「ケアに関する法理論の議論状況について」　早川 のぞみ（桃山学院大学）

関連文献：

水野紀子「研究職からみる女性活躍の行方」池田眞朗（編著）『日本はなぜいつまでも女性活躍後進国なのか』（武蔵野大学法学研究所叢書・3）、武蔵野大学出版会、2024 年

水野紀子「恩師を語る」『学士会会報 U7』第 45 号（2012 年 9 月）、48 頁以下

赤城美恵子「条例『子貧不能営生養贍其父、因致自縊死、子依過失殺父律、杖一百流三千里』について――比照事例の紹介」『東洋法制史研究会通信』第 33 号（2019 年）、6 頁以下

赤城美恵子「大正刑事訴訟法における『存留養親』条項導入について」『中央ロー・ジャーナル』第 19 巻第 1 号（2022 年）、3 頁以下

大西楠テア「『保育を受ける権利』とドイツの家族政策」『自治研究』第 96 巻第 10 号（2020 年）、69 頁以下

大西楠テア「グローバル化時代の移民法制と家族の保護」『社会科学研究』第 65 巻第 2 号（2020 年）、157 頁以下

中田裕子「Fair Housing Amendments Act 下での合理的配慮」『南山法学』第 48 巻第 3・4 合併号（2025 年）、215 頁以下

中田裕子「住宅と高齢者差別－アメリカ・イギリスの住宅政策の視点から高齢者像を再検討する－」法と哲学 11 号（2025 年）、131 頁以下

******* シ ン ポ ジ ウ ム *******

デジタル・プラットフォームビジネスの発展と法のデザイン

企画責任者　千葉 惠美子（大阪大学高等司法研究科招聘教授・名古屋大学名誉教授）

１．企画趣旨

この 15 年余りのデジタル技術の発展により、新しいビジネスモデルであるデジタル・プラットフォームビジネス（DPF ビジネス）が登場し、経済活動のみならず社会生活においても多くの利便性をもたらしてきた。 しかしその一方で、DPF ビジネスは、サイバー空間を利用した犯罪、ダークパターンによる認知バイアスを利用した不適切な取引、DPF 事業者の独占的地位を背景とする不公正な取引、コミュニケーション手段の変化に伴う言論空間のゆがみ、労働環境の変容、さらには先端技術・人材・データの囲い込みなど、新たな社会問題を引き起こしている。

DPF ビジネスの特徴は、プラットフォーム（PF）を介した情報基盤が DPF 事業者に帰属し、当該事業者が PF の唯一の運営主体となる点にある。そこでは、PF を通じてサイバー空間とフィジカル空間が連動し、DPF 事業者がサイバー空間に設定したルールがフィジカル空間での行為に優越するという、新たな社会システム（サイバー・フィジカル・システム）が形成されつつある。

DPF ビジネスを展開し、生成 AI 開発の中心的拠点となっているビッグテック企業はアメリカおよび中国に集中しており、EU や日本にはこれに相当する企業が存在しない。しかし、デジタル・ビジネスの急速な拡大により、EU と日本も産業構造や生活基盤の面で DX を推進せざるを得ない状況にある。言い換えれば、EU・日本は、ビッグテックによる DPF ビジネスの規制と、「スマート社会」に向けたルールメイキングを同時並行で進める必要に迫られている。

そこで本研究では、DPF ビジネスの構造を分析するとともに、サイバー・フィジカル・システムという新しい社会システムに内在する一般的なリスク、さらに PF の所有者・運営者および最先端 AI 技術の開発主体がビッグテックであることに起因する固有のリスクを明らかにする。加えて、わが国のデジタル戦略を概観した上で、EU 法および加盟国法、中国法、アメリカ法における DPF ビジネス規制の動向を整理し、これからの社会システムに適合した規制および権利実現の手法について、法のデザインの在り方を検討する。

２．各報告概要（報告順）

（１）デジタル・プラットフォームと AI がもたらす社会システムの変容とわが国のデジタル関連法制の課題　　千葉 惠美子（大阪大学／名古屋大学）

本報告では、デジタル化の進展に伴って発生している社会問題が、DPF と AI によってもたらされた社会システムの変容によるものであることを明らかにし、そこで新たに発生しているリスクを分析する。あわせて、近年、わが国で制定されたデジタル関連法が、この新しいリスクの発生を抑止するための法として適切なものといえるのか検討する。

（２）デジタル取引の環境整備に向けた EU 法制の展開－DSA と DFA 構想

三枝 健治（早稲田大学）

本報告では、デジタル取引の環境整備を図る EU 法制のうち、特に Digital Services Act（DSA）と新たに構想中の Digital Fairness Act（DFA）の規制の狙いと特色について整理・分析し、日本におけるデジタル取引の規制のあり方を考えるうえでの示唆を求めることにする。

（3）デジタル取引をめぐる契約法・消費者法の役割と展開－フランス法の現状

大澤 彩（一橋大学）

本報告では、デジタル取引をめぐるフランス法の動向を、第 1 に、EU の DSA を受けた 2024 年の SREN 法等の立法、および、第 2 に、フランス消費法典の不公正取引方法規定や濫用条項規制といった「伝統的な」法規定による対応の 2 つの観点から紹介し、立法だけではなく既存の法規定の解釈論発展によるデジタル取引への対応を模索する。

（4）新しい事前規制（ex ante regulation）の意義と課題

伊永 大輔（東北大学）

本報告は、EU のデジタル市場法（DMA）が「事前規制」とされる意義を糺すものである。経済活動に対する過剰介入が懸念される事前規制では、行政の恣意性を排除しながら市場機能との両立を図る必要がある。客観的根拠のある基準で規制客体を絞り込み、具体的弊害に直結する禁止行為の類型化ができているか、日欧の法制比較を通して、比例原則と整合的な解釈・運用を検討する。

（5）デジタル化された思想の自由市場における政府（governments）の役割と限界―アメリカ法の動向

成原 慧（九州大学）

本報告では、デジタル化された思想の自由市場における政府の役割と限界を明らかにするために、アメリカ法を題材に、連邦政府、州政府、そして外国政府が情報空間にどのような介入を行うようになっているのか、その際に複数の異なる政府の間でどのような対立が生じているのか、各種の政府による介入とプラットフォーム事業者らによる情報空間のセルフガバナンス＝私的自治はどのように調整されているのか検討することにしたい。

（6）中国 AI 規制における「規制と技術革新」の均衡点―他法域の AI ガバナンスとの比較―

川島 富士雄（神戸大学）

現在、人工知能（AI）をいかに規制すべきか各法域内及び国際レベルで活発な議論が展開されている。中国は、2023 年の「生成 AI サービス管理暫定弁法」及び 2025 年末の「AI 擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法草案」にて、技術革新に配慮しつつも、安全確保を狙う姿勢を示した。本報告は、中国 AI 規制の示す「規制と技術革新」の均衡点を参照しつつ、他法域の AI ガバナンスとの比較を試み、日本法への示唆を得るよう努める。

（7）生成 AI 検索の競争法的規律－比較法的検討と日本法への示唆

林 秀弥（名古屋大学）

生成 AI 検索サービスが報道機関のコンテンツを無断で要約・表示する行為は、報道機関の収益基盤を毀損し得るとして国際的に問題視されている。本報告では、パブリッシャーのオプトアウト権の保障やコンテンツ利用の透明性確保を中心とする欧米の規制動向を比較法的に分析したうえで、日本の独占禁止法における優越的地位の濫用規制の適用可能性を中心に、日本法への示唆を検討する。

関連文献：

本シンポジウムの各報告については、「連載・デジタル化の進展に伴う社会システムの変容と法のデザイン」に収録された 7 本の論文（NBL1307 号～1310 号［2026 年］）を参照されたい。

このほか、本シンポに関連するテーマを網羅的に検討した文献として、千葉惠美子（編著）『デジタル化社会の進展と法のデザイン』（商事法務、2023 年）がある。本シンポでは、上記書籍の刊行後の最近の比較法の動向も踏まえて報告を行う。

Ⅳ.　開催校ならびに事務局からのお願い

１．オンライン登録システムを利用して、ご参加の旨をご登録ください。

オンライン参加登録の手順

- 比較法学会ホームページ（https://www.asas.or.jp/jscl/）から登録画面にお入り下さい。
- 会員番号の入力が必要となります。**封筒の送付ラベルにある 004 から始まる 10 桁の番号が会員番号**です。また、**パスワードは、2010 年に、会費請求時に同封してお知らせしております**。お忘れの方、また、2010 年度以降のご入会の方は、ホームページトップ上掲の「会員情報変更」→「オンライン会員登録はこちらから」→「パスワード問い合わせ」（https://asas-sys.jp/member/forgotten/26e84de715b3cc22b209427218c0eb9f07e379cb）より発行してください。
- ＦＡＸでの登録（**23 頁**）も受け付けますが、**可能な限り、オンライン登録をご利用ください**。
- 登録方法が不明な場合は、学会支援機構（TEL:03－5981－6011）までご連絡ください。
- 登録の締切は、オンライン・ＦＡＸとも、**2026 年 5 月 1 日（金）（必着）**とさせていただきます。
- **参加登録なしに来場されますと、受付の遅延・資料の追加印刷等により、学会運営に支障を来します。お手数をおかけしますが、必ずご登録をお願いいたします。**

２．両日の昼食としてお弁当の手配を承ります（各日 1,500 円）。ご入用の方は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

なお、会場周辺には、飲食店やコンビニも多数ございます。当日、開催校スタッフまでお尋ねください。

３．会場への経路は 24 頁をご参照ください。

４．報告会場の変更などは、当日受付でご案内します。

５．会場の設備等に関する事前のお問い合わせは、下記にお願いいたします。

730-0053　広島市中区東千田町１－１－８９　広島大学法科大学院

（開催校理事）　神野礼斉（広島大学法科大学院教授）

TEL：（082）542-7080（研究室）

E-mail: rjinno@hiroshima-u.ac.jp

****

【事務局からのお知らせ】

比較法学会の会員管理業務は、一般社団法人学会支援機構に委託しています。

所属変更・入会申込・退会・叙勲等申請のための在籍期間確認・雑誌購読のご連絡は、同機構・比較法学会係宛にお願いいたします。その他のお問い合わせに限り、学会事務局にご連絡ください。

一般社団法人　学会支援機構　比較法学会係
〒112-0012　東京都文京区大塚 5-3-13　小石川アーバン 4F
E-mail：hikakuhou＠asas-mail.jp　　TEL：03-5981-6011　FAX：03-5981-6012

比較法学会事務局
〒169-8050　東京都新宿区西早稲田 1-6-1　早稲田大学法学学術院
E-mail：hikakuhou.society@gmail.com　　幹事　安部圭介（早稲田大学教授）

2027 年度第 90 回比較法学会総会（早稲田大学）は、
2027 年 6 月 5 日（土）・6 月 6 日（日）に開催予定です。
ご予定いただければ幸いです。

２．オンライン参加登録の手順について

① 比較法学会ホームページ（https://www.asas.or.jp/jscl/index.html）から、総会参加登録ページへアクセスしてください。クリックしますと以下の画面が表示されます。

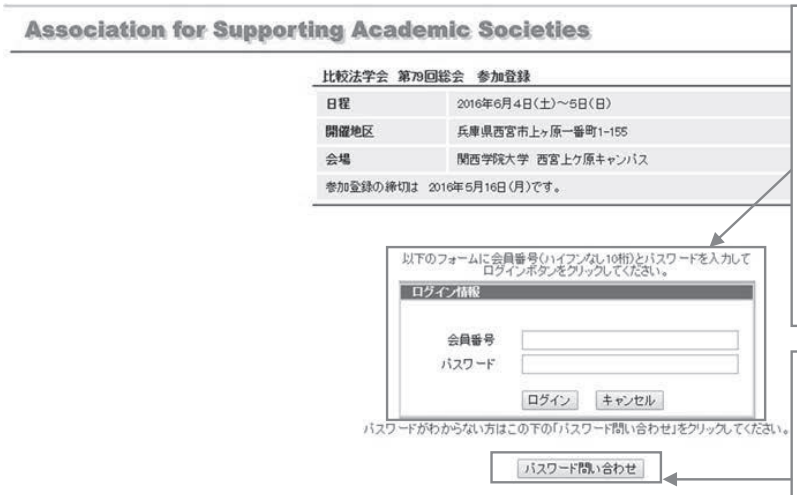

①年会費請求書や封筒に印字されている 004 から始まる 10 桁の数値が会員番号です。

②パスワードは、2010 年度第 1 回目の会費請求書に同封の「登録情報ログインパスワードに関するお知らせ」にてご案内しております。

③2011 年度以降のご入会の方で、パスワードが不明の方はこちらから発行手続きをお願い致します。

④パスワードを紛失された場合には、左記の[パスワード問い合わせ]から再発行の手続きをお願いします。

② 入力フォームの手順

登録画面に入りますと現在、学会支援機構に登録されているご自身の氏名・所属機関・住所の情報が表示されます。

③　参加情報入力の手順

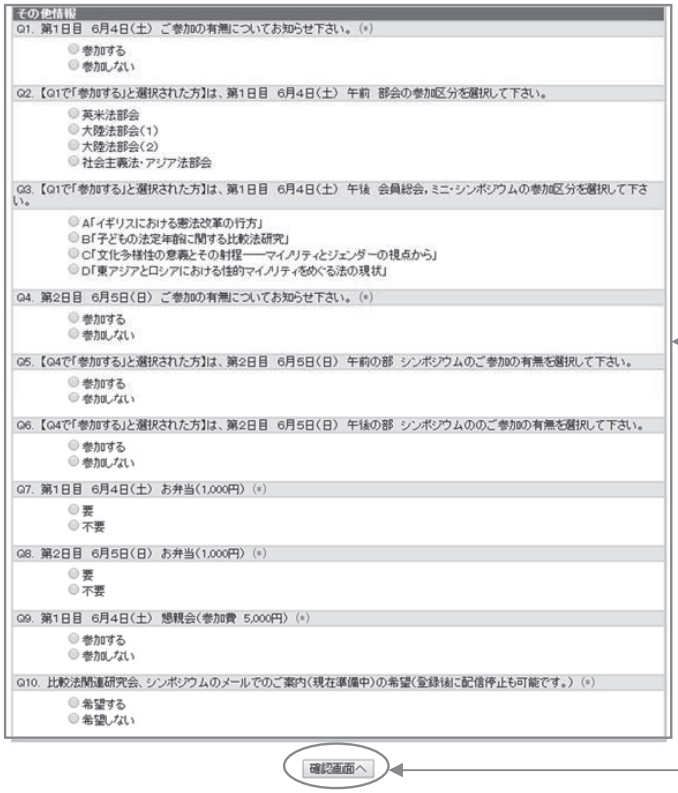

① (＊) は必修選択の項目となりますので、選択漏れの無いようにお願い致します。

② Q1 で「参加する」と選択された方は、Q2、Q3、Q4 へお進み下さい。

③ Q1 で「参加しない」を選択された方は、Q4 へお進み下さい。

④ Q4 で「参加する」と選択された方は、Q5、Q6 へお進み下さい。

⑤ Q4 で「参加しない」を選択された方は Q7 へお進み下さい。

⑥ 最後に「確認画面へ」を押して、参加登録内容の確認を行って下さい。

④　参加登録内容の確認

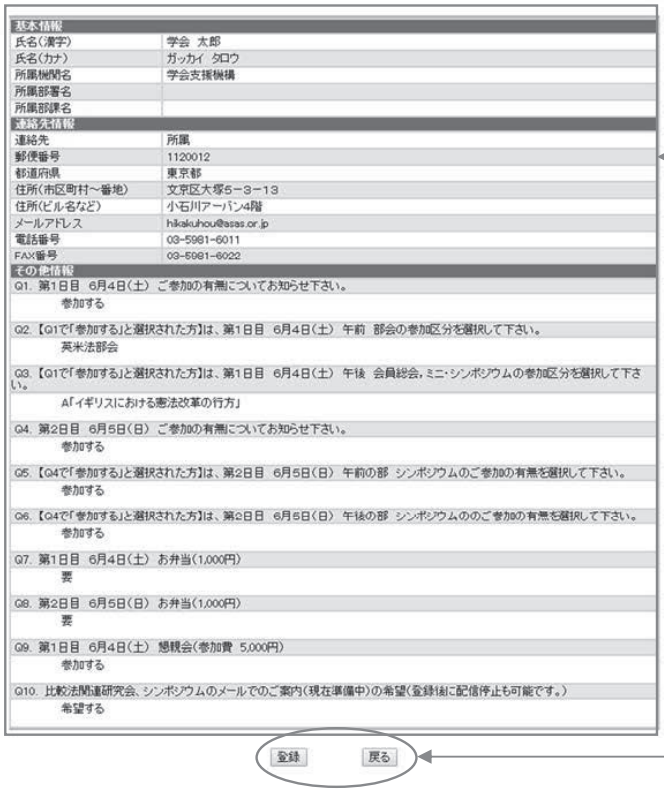

登録内容をご確認下さい。

左記に標記された参加登録内容でよろしければ、登録ボタンを押してください。
登録後、登録完了のメールがお手元に届きます。
それで参加登録受付は終了です。

※ この頁をコピーして、ＦＡＸでの登録にご利用ください。※

可能な限り、オンライン登録をご利用ください。

一般社団法人学会支援機構内　比較法学会係　行

ＦＡＸ：０３－５９８１－６０１２

（該当箇所に☑印を記入）

第１日　５月２３日（土）　□　参加する　□　参加しない

午　前　：　□ 英米法部会　□ 大陸法部会　□ アジア・社会主義法部会

会　員　総　会　：　□ 出席　□ 欠席

午　後　：

□ ミニ・シンポジウムＡ「医療安全における Just Culture の探求をめぐる日米台比較」
□ ミニ・シンポジウムＢ「『記憶の法』の比較研究」
□ ミニ・シンポジウムＣ「憲法改革以降のイギリス憲法」
□ ミニ・シンポジウムＤ「ケアワークをめぐる比較法制」

第２日　５月２４日（日）　□　参加する　□　参加しない

シンポジウム「デジタル・プラットフォームビジネスの発展と法のデザイン」

□　午前・午後ともに参加　□　午前のみ　□　午後のみ

****

◆ お弁当・お茶（各日 1,500 円。当日、現金にてお支払いください。）

第１日目：　□　要　□　不要　　第２日目：　□　要　□　不要

◆ 懇親会（第１日 18:00～20:00。会費 6,000 円。当日、現金にてお支払いください。）

□　参加する　□　参加しない

****

（変更のある方は☑印を記入）

□　氏名：

□　住所：

□　所属：

□　メールアドレス：

※準備の都合上、2026 年 5 月 1 日（金）までに到着するようにご送信ください。

≪広島大学へのアクセス≫

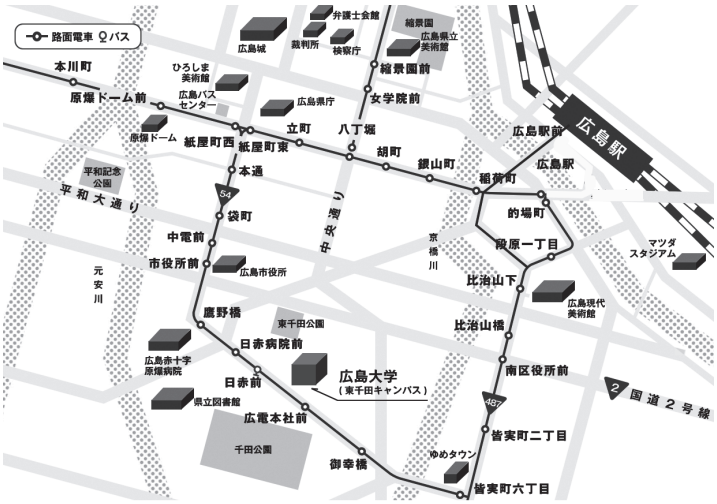

＜ JR 広島駅（南口）から＞

●路面電車
広島電鉄「1 広島港（宇品）」行き（紙屋町東経由）で「日赤病院前」下車

●バス
広島バス「50アルパーク」行きで「日赤病院前」下車

＜ JR 広島駅（新幹線口）から＞

●バス
都市循環線「まちのわループ」左回りで「日赤病院前」下車

≪広島大学東千田キャンパスマップ≫

東千田キャンパス構内配置図

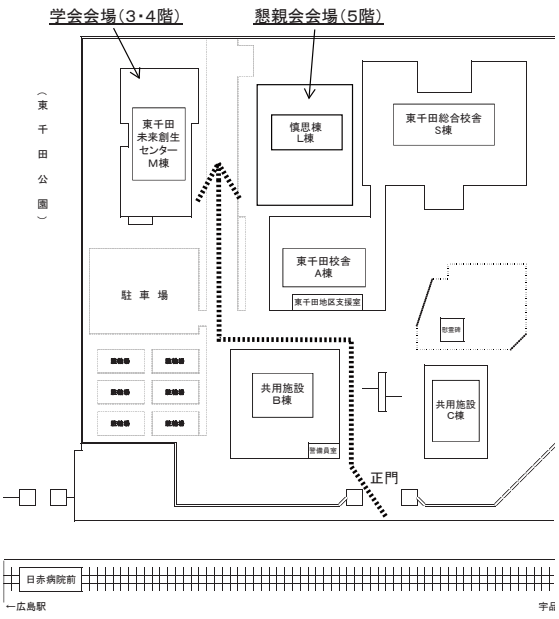
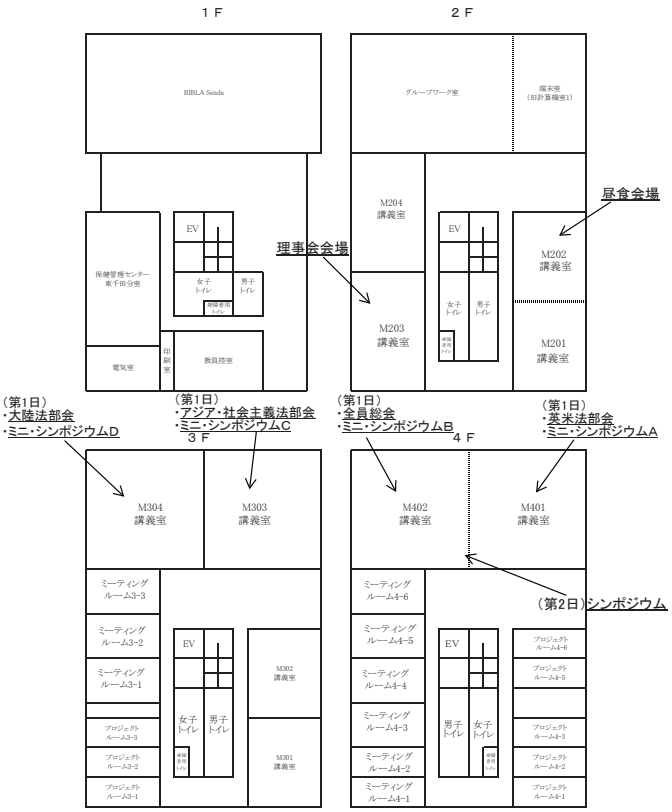
東千田未来創生センター（M棟）